

にしあわくら地域商品券特定事業者募集要項

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置及び燃料をはじめとする物価の高騰により影響を受けている村内の事業者及び各家庭への支援を行うために実施する、村内事業所のみで使用できるにしあわくら地域商品券（以下「商品券」という。）発行事業において、商品券の取扱事業者（以下、「特定事業者」という。）を募集する。

(概要)

第2条 商品券発行事業の概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 配布対象者 基準日（令和4年10月1日）において西粟倉村の住民基本台帳に記録されている者、令和4年12月28日午後5時までに転入又は出生により西粟倉村の住民基本台帳上の世帯の世帯員となる手続きが村の窓口において行われた者（外国人を含む。）
- (2) 配布方法 前号に規定する配布対象者の世帯主に対し、世帯構成人数分を含めて、郵送にて配布する。
- (3) 配布額（額面） 1人当たり1万円（1000円×10枚つづり）
- (4) 使用可能期間 商品券配布後（令和4年10月上旬ごろ）から 令和5年1月31日 まで

(商品券取扱い遵守事項)

第3条 商品券の取扱いに際し、遵守すべき事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供など、取引においてのみ利用すること。
- (2) 商品券と現金の交換は行ってはならない。
- (3) 商品券額面以下の利用であっても釣銭は出さない。なお、不足分を現金等で受領することは差し支えない。
- (4) 使用可能期間を過ぎた商品券は受け取ってはならない。
- (5) 商品券の交換及び売買は禁止する。
- (6) 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負わない。

(利用対象とならないもの)

第4条 次の各号に定めるものは、商品券の利用対象にならない。

- (1) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い、出資や金融商品の購入（有価証券等）
- (2) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、官製はがき、プリペイドカードなど換金性の高い商品

(特定事業者の資格)

第5条 特定事業者となることができる者は、村内に事業所、店舗等を有し、村内の店舗等に限り商品券の利用を可とすることができる事業者とする。ただし、次の各号に規定する者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該

当する事業者

- 2 特定事業者となることができる者については、前項に規定する事業者のほか、次の各号のいずれか2以上を満たす事業者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者を除く。
- (1) 当該事業を営業者が西栗倉村民であること。
 - (2) 西栗倉村民を対象として、西栗倉村内若しくは村内を含む場所で提供されるものであること。
 - (3) 当該事業者の提供する商品等の生産拠点が西栗倉村内に存すること。
- (特定事業者の責務等)

第6条 特定事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定事業者であることが明確になるよう、見やすい場所に西栗倉村が交付する「特定事業者登録書」の掲示を行うこと。
 - (2) 商品券を受領する際には必ず確認を行い、色合いが明らかに異なるなど、偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受領を拒むとともに、その事実を速やかに西栗倉村総務企画課に連絡すること。
- (特定事業者の申込み)

第7条 特定事業者になろうとする者は、次の各号により、村長に申込を行わなければならない。

- (1) 申込方法 登録を希望する事業者は、「にしあわくら地域商品券特定事業者登録申請書フォーム」(西栗倉村ホームページ)から申し込むこと。同フォームから申込みができない事業者は、直接、西栗倉村役場総務企画課窓口にて申し込むこと。
- (2) 申込期間
 - ア 1次募集 令和4年8月22日(月)から令和4年9月9日(金)まで。ただし、西栗倉村役場総務企画課窓口にて申し込む場合は、令和4年9月9日(金)午後5時までとする。
 - イ 2次募集 令和4年9月10日(土)から商品券使用可能期間の終期の日まで。ただし、西栗倉村役場総務企画課窓口にて申し込む場合は、商品券使用可能期間の終期の日午後5時までとする。
- (3) 特定事業者の登録 西栗倉村は、申請に基づき内容を審査し、適切と認められた事業者については、特定事業者登録台帳に登録し、「特定事業者登録書(様式第1号)」を交付する。登録された特定事業者については、商品券購入者向けの案内や村ホームページ等において掲載を行う。ただし、前号イの場合については、商品券の配布時の案内文書には事業者名の掲載を行わない。

(商品券の換金)

第8条 商品券の換金については、次の各号により行うこととする。

- (1) 換金方法
 - ア 報告書の提出 特定事業者は、商品券を受け取った後、当該商品券の枚数を西栗倉村地域商品券事業報告書(様式第1号)に記録し、商品券の半券(商品券の切取線右側部分)とともに翌月7日(7日が土日祝日の場合は、その次の平日)までに、西栗倉村総務企画課に提出する。なお、商品券の半券は100枚単位で束にまとめて提出すること。
 - イ 審査及び振込 西栗倉村総務企画課にて報告書の内容を審査し、不備がなければ報告書の提出された月の月末までに、特定事業者指定の口座に振込を行う。なお、前述の期限を超過して報告書が提出された場合、又は、提出された報告書に不備があり、補正を

行う場合は、報告書の提出された月の翌月以降に振込を行う場合がある。

(2) 換金手続期間 換金手続期間は、令和4年11月から令和5年3月までに全5回の換金日を予定しており、各振込日に換金額を振込むこととする。なお、令和5年3月の換金手続期間を過ぎた商品券は無効する。

(3) 換金・振込手数料 換金・振込手数料は無料とする。

(登録の取消)

第9条 特定事業者に、本要項に違反する行為があった場合、村長は当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(経費の負担)

第10条 登録申込及び商品券取扱に際して要する経費は、特定事業者の負担とする。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第7条関係)

様式第1号 (第7条関係)

西総企第 号
令和4年 月 日

様

西栗倉村長 青木 秀樹

特定事業者登録書

令和4年 月 日付けで申込みのあった令和4年度西栗倉村地域商品券事業の特定事業者登録について、令和4年 月 日付けで登録を行ったので通知します。

